様式第３号

職業訓練に関する確認書

職業訓練に係る助成は、早期雇入れ支援コースの支給対象者に対して職業訓練を行った場合の加算措置です。そのため、職業訓練終了後の支給申請による審査を行った結果、支給対象者とならず助成されない場合がありますのでご承知おきください。

職業訓練の支給対象者に関係する要件は以下のとおりです。

【支給対象者に関するもの】

〇再就職援助計画または求職活動支援書の対象者であること。

〇再就職援助計画等の対象となった事業所へ復帰する見込みがないこと。

〇再就職援助計画等の対象となった事業所を離職した日の翌日から３か月以内に期間の定めのない労働者（雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者）として雇用していること。

〇職業訓練の開始日が支給対象者の雇入れ日から起算して６か月以内であること。

〇訓練計画時間数の８割以上を受講していること。

〇訓練実施時間中の賃金を対象者に支払っていること。

〇訓練終了後も引き続き雇用していること。

【支給対象者の前職等に関するもの】

〇対象者の前事業主と雇入れ事業主との関係が、対象者の雇入れ日の前日から起算してその日以前１年間において、資本的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係にないこと。

〇対象者が職業紹介事業者の再就職支援を受けていた場合、当該職業紹介事業者と雇入れ事業主との関係が、対象者の雇入れ日の前日から起算してその日以前１年間において、資本的・経済的・組織的関連性からみて密接な関係にないこと。

【申請事業主に関するもの】

〇支給対象者の雇入れ日の前日から起算して６か月前の日から起算して１年を経過する日までの間に、当該事業所で雇用する労働者を解雇等していないこと。

〇支給対象者の雇入れ日の前日から起算して６か月前の日から起算して１年を経過する日までの間に、当該事業所で雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由により、対象者の雇入れ日時点の雇用保険被保険者数の６％に相当する数を超え、かつ４人以上離職させていないこと。

職業訓練の支給対象者に関する要件について承知した上で、職業訓練計画を申請します。

（〒　　－　　）

事　業　主　所　在　地

名　　称

代表者氏名　　印